

# 豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進会議設置要綱

制定 令和3年（2021年）4月30日決裁  
豊福政 00131号

## （目的）

第1条 この要綱は、豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び高齢者分野における地域包括ケアシステムに関する全庁的な情報共有及び課題解決に向けた施策を推進するため、豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、推進会議の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

## （所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること。
- （2） その他高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進に必要と認める事項

## （組織）

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は福祉部の長寿社会政策課を担当する次長にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表（1）に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## （運営）

第4条 推進会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

## （プロジェクト会議）

第5条 分野横断的な課題を迅速に検討又は推進するためにプロジェクト会議を置くことができ、事務局となる課は、委員長が指名する。

- 2 プロジェクトメンバーは委員長が指名する者をもって充てる。なお、指名にあたっては、別表（1）に掲げる職にある者以外も指名できることとする。
- 3 プロジェクト会議は、設置目的を達成した場合解散する。

## （実務担当者会議）

第6条 推進会議の所掌事務に係る特定事項の検討及び事務作業をさせるため、実務担当者会議を置くことができる。

## （事務局）

第7条 推進会議及び実務担当者会議の事務局は、福祉部長寿社会政策課において行う。

## （委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は令和3年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和5年4月11日から施行する。
- 3 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表（1）

部	所属部課
福祉部	福祉部長（委員長）
	福祉部次長（副委員長）
	地域共生課長
	長寿安心課長
	福祉指導監査課長
	長寿社会政策課長
健康医療部	保健安全課長
	健康推進課長
	医療支援課長
	保険給付課長
都市経営部	経営戦略課長
	とよなか都市創造研究所長
	危機管理課長
都市活力部	産業振興課長
	スポーツ振興課長
市民協働部	コミュニティ政策課長
	くらし支援課長
都市計画推進部	住宅課長
都市基盤部	交通政策課長